

事務連絡  
令和2年8月26日

各務原市内  
指定地域密着型サービス事業所管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染防止の観点における  
令和2年度の運営推進会議等の開催について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各務原市内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議および介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の開催に係る取扱いについては、令和2年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議その他の行事・イベントの開催等について（通知）」にて、令和元年度及び2年度における運営推進会議等の開催回数の扱いについて周知したところであります。

また令和2年5月22日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行事・イベントの開催及び感染防止対策徹底の継続について（通知）」にて一律の中止、または延期の要請を解除しています。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、運営推進会議等の延期が常態化し、また各事業所における感染防止対策や3密回避の状況が多様化している昨今、一律に運営推進会議等の開催方針を示すことが必ずしも合理的ではなくなっています。

以上を踏まえ、新たに各務原市における令和2年度における運営推進会議等の取扱いを以下の通り定めますので、各事業所におかれましては各々の事情に応じた対応をお願いします。

なお、令和3年度以降の扱いについては新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、あらためて通知します。

記

## 1 運営推進会議等の開催方法について

「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、運営推進会議等は原則会議形式にて行ってきましたが、コロナ禍という特殊事情を踏まえ、インターネット等を活用したオンライン会議、または文書のやり取りにより

開催して差し支えないものとします。

ただし、文書のやり取りにて開催する場合は一方的な報告だけで済ませないよう、文書による報告後に運営推進会議等のメンバーから評価を受け、かつ要望、助言等を徴収し、また徴収した要望、意見等に対してアクションを起こし、その内容を議事録に記載の上、運営推進会議等のメンバーに周知してください。

参考

「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第59条の17より抜粋

(前略) 運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

## 2 運営推進会議等の開催回数の削減について

前項の処置に伴い、運営推進会議等の開催回数自体の新たな削減はおこなわないものとします。

なお、令和2年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議その他の行事・イベントの開催等について（通知）」にて示した運営推進会議等の開催回数の削減は引き続き有効です。

以上

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

電話 058-383-2067 (係直通)

FAX 058-383-6365 (市代表)

メール kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)

(メール送信時は★を@に置き換えてください)